

高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、高知県内の市町村並びに消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第4条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
 - (2) 救助活動
 - (3) 火災防御活動
 - (4) 災害応急対策活動
- 2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。
- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
 - (3) 災害の発生現場の気象状況
 - (4) 災害の発生現場の指揮官の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
 - (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第5条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、支援要請に応ずることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。

(支援の特例)

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、航空隊を派遣して支援することができる。

(1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等で発災市町村との連絡がとれない場合

(航空隊が支援のために出動した場合の連携)

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する経費は、高知県（以下「県」という。）が負担する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

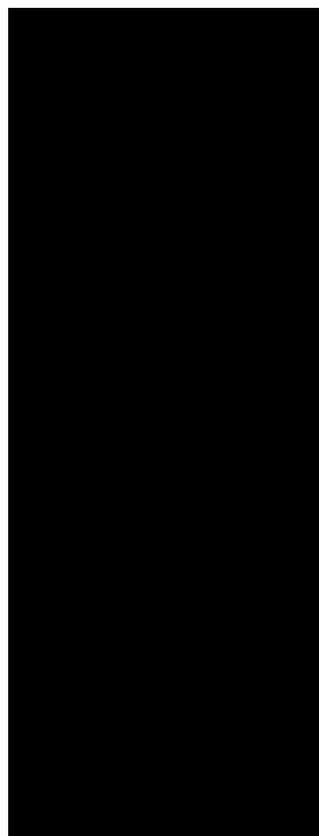
(高知県消防・防災応援協定の廃止)

第10条 平成9年2月1日に締結した高知県消防・防災ヘリコプター応援協定は、平成20年7月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月30日

高知県知事
高知市長
室戸市長
安芸市長
南国市長
土佐市長
須崎市長
宿毛市長
土佐清水市長
四万十市長
香南市長
香美市長
東洋町長
奈半利町長
田野町長
安田町長



北川村長
馬路村長
芸西村長
本山町長
大豊町長
土佐町長
大川村長
いの町長
仁淀川町長
中土佐町長
佐川町長
越知町長
梶原町長
日高村長
津野町長
四万十町長
大月町長
三原村長
黒潮町長
中芸広域連合長
嶺北広域行政事務組合管理者
仁淀消防組合長
高幡消防組合長
高吾北広域町村事務組合長
幡多中央消防組合長
幡多西部消防組合長